

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版との比較

三菱電機株式会社
中津川製作所

(平成31年版)公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第3編 第1章 第7節 マルチパッケージ形空気調和機		該当形名	外気処理ユニット
1. 7. 6 マルチパッケージ形 空調機			
1. 7. 6. 1 一般事項	(ア)マルチパッケージ形空気調和機(以下「マルチ形」という。)は、屋外機と一つの冷媒系統に複数の室内機を備えたものとす。また、室内機は、個別運転可能なものとする。 (イ)本項は、冷房能力 28kW を超えるマルチ形(水冷式は除く。)に適用する。 (ウ)室内機の形式は、床置形、壁掛形、天井吊形、カセット形及び外気処理ユニットとし、標準図(パッケージ形空気調和機屋内機、ファンコイルユニット等の形式記号)による。なお、適用は特記による。	■LGH-N□RDF3 (-DM)(-B) ■LB-□DF8(-B)	(ア)左記当該事項の内容に合致する。 (イ)左記当該事項の内容に合致する。(屋外機による) (ウ)外気処理ユニット
1. 7. 6. 2 構成	(ア)屋外機の構成は、1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。 (イ)室内機の構成は、1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項によるほか、次による。 (a)天井吊形の隠べい形(ダクト形)に吹出口、吸込口、エアフィルターを備える場合は、特記による。 (b)カセット形には、天井パネルを備えたものとする。		(ア)-(屋内機のため) (イ)左記当該事項の内容に合致する。
1. 7. 6. 3 圧縮機	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。		- (屋内機のため)
1. 7. 6. 4 送風機	屋外機及び室内機の送風機は、製造者の標準仕様とする。		左記当該事項の内容に合致する。
1. 7. 6. 5 電動機	製造者の標準仕様とする。		左記当該事項の内容に合致する。
1. 7. 6. 6 動力伝達装置	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。		電動機直動形
1. 7. 6. 7 空気熱源蒸発器 兼空気式凝縮器	(ア)構成は、フィン付きコイル、送風機、電動機、フィンガード、ケーシング等とする。 (イ)コイルの材質は、JIS H 3300(銅及び銅合金の総目無管)によるもの、又は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)に準じたアルミニウム合金に耐食性能を有したものとする。また、フィンの材質は、JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)に規定する AL 成分 99%以上のものとし、アクリル系、エポキシ系樹脂被膜等による耐食表面処理を施したもの、又は、JIS Z 3263(アルミニウム合金ろう付け及びプレーリングシート)若しくは JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)に準じたアルミニウム合金に耐食性能を有したものとする。 (ウ)冬期に結霜が発生した場合に自動的に除霜する機能を備えたものとする。		- (屋内機のため)
1. 7. 6. 8 加熱器兼冷却器	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。		(ア)左記当該事項の内容に合致する。 (イ)コイルの材質 JIS H 3300(銅及び銅合金総目無管) フィンの材質 JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) (ウ)特殊表面処理 (エ)有機系表面処理(樹脂)材 (オ)屋内機のため
1. 7. 6. 9 冷暖房切替弁	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。		左記当該事項の内容に合致する。
1. 7. 6. 10 ケーシング	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項によるほか、室内機(形式が、壁掛け形、天井吊形及びカセット形の場合)と外気処理ユニット(形式が、天井吊形の場合)のケーシング及び固定方法は、製造者の仕様による。		左記当該事項の内容に合致する。
1. 7. 6. 11 ドレンパン	製造者の標準仕様とする。		左記当該事項の内容に合致する。
1. 7. 6. 12 保温	製造者の標準仕様とする。		左記当該事項の内容に合致する。
1. 7. 6. 13 天井パネル	天井パネルは、1.7.4「カセット形ファンコイルユニット」の当該事項による。		無し
1. 7. 6. 14 外気処理ユニット	(ア)外気処理ユニットの形式は、天井吊(隠べい)形又は床置形とし、直膨コイル、熱交換エレメント、加湿器(水気化式)等を備えたものとする。 なお、適用は特記による。 (イ)熱交換エレメントは、難燃性(JIS Z 2150(薄い材料の防炎性試験方法)又は JIS A 1322(建築用薄物材料の難燃性試験方法)による難燃性)又はこれと同等以上の性能を有し、衛生上支障がないものとする。		(ア)左記当該事項の内容に合致する。 (イ)難燃性を有する材料(熱交換エレメントの難燃性はJIS A 1322の防炎2級)で、衛生上支障なし。
1. 7. 6. 15 エアフィルター	製造者の標準仕様とする。		左記当該事項の内容に合致する。
1. 7. 6. 16 安全装置	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。		- (屋内機のため)
1. 7. 6. 17 冷媒	特記による。		R410Aを使用
1. 7. 6. 18 冷媒管	冷媒管は特記による。特記がない場合は、第2編 2.1.2「管及び継手」の当該事項による。なお、分歧用繼手又は分歧ヘッダーは、製造者の標準仕様とする。		JIS H 3300(銅及び銅合金総目無管)を使用
1. 7. 6. 19 制御盤	第2編 1.2.2.1「制御及び操作盤」による。 なお、インバーター用制御盤は製造者の標準仕様とし、第2編 1.2.2.2「インバーター用制御及び操作盤」(イ)(エ)による高調波対策が必要な場合の適用は、特記する。また、表示等については、1.7.6.21「リモートコントローラー」による。		(ア)過負荷保護装置 有(電動機ごと) (イ)電流計 適用外 (ウ)進相コンデンサー 適用外 (エ)表示 左記当該事項の内容に合致する。 (オ)接点及び端子 左記当該事項の内容に合致する。 (カ)単線接続図 配線図を本体へ貼付け。 (キ)制御及び操作盤の回路 該当せず (ク)充電部の露出 充電部が露出していない。 (ク)運転時間計 -(屋内機のため) 標準装備
1. 7. 6. 20 付属品	銘板(製造者の標準仕様)一式		(ア)左記当該事項の内容に合致する。 (イ)左記当該事項の内容に合致する。
1. 7. 6. 21 リモートコントローラー	リモートコントローラーは、次によるものとし、適用は特記による。 なお、特記がなければ集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたものとする。 (ア)集中管理リモコン 集中管理リモコンは、複数台の室内機の運転・停止、温度設定、状態監視、異常表示、スケジュール設定等を一括で管理する機能を備えたものとし、その他必要となる機能がある場合は特記する。また、表示画面は、液晶画面によるものとし、製造者の標準仕様とする。 なお、集中管理リモコンにエネルギーの管理に関する機能(外部記憶媒体への出力機能を含む。)が必要な場合は、特記する。 (イ)個別リモコン 手元で室内機の運転・停止、温度設定ができるものとし、その他の設定及び表示は、製造者の標準仕様とする。 なお、形式はワイヤード式とし、系統区分は特記による。		